

# インターネット上の海賊版サイト に対する緊急対策（案）

平成 30 年 4 月

知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議

## インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策について

### 1. 背景

デジタル・ネットワーク時代において、マンガ、アニメ、映画等クールジャパン戦略をけん引するコンテンツを利用した多様なサービス展開が期待される中、インターネット上の海賊版による被害が拡大し続けている。

特に、昨今運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請すらできない海賊版サイト（「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」等のサイト）が出現し、多くのインターネットユーザーのアクセスが集中する中、順調に拡大しつつあった電子コミック市場の売り上げが激減するなど、著作権者、著作隣接権者又は出版権者（以下「著作権者等」という。）の権利が著しく損なわれる事態となっている。このままではコンテンツビジネスの基盤が崩壊し、良質なコンテンツを生み出し続けることができなくなるばかりか、主なユーザーである若年層を中心にインターネット上で健全なコンテンツを楽しむルールが失われ、インターネット上で法秩序を軽視ないし無視する風潮が蔓延するという深刻な社会的損害をもたらす恐れがある。

これら著作権者等の更なる権利侵害の拡大を食い止めるためには、速やかに、特に悪質な海賊版サイトに対し、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施し得る環境を整備する必要がある。

### 2. 特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理

ブロッキングについては、「通信の秘密」（憲法第21条第2項、電気通信事業法第4条第1項）を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとした場合、

- ① 著作権者等の正当な利益を明白に侵害するコンテンツが相当数アップロードされた状況において
- ② 削除や検挙など他の方法ではその権利を実質的に保護することができず
- ③ その手法及び運用が通信の秘密を必要以上に侵害するものではなく
- ④ 当該サイトによる著作権者等の権利への侵害が極めて著しい

などの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる（別紙参照）。

ただし、ブロッキングは、通信の秘密の他にも表現の自由（憲法第21条）への影響が懸念される事や、技術的にはあらゆるコンテンツの閲覧を利用者の意思に関わらず一律防止可能とするものであることから、上記のような極めて重大な被害を拡大させている特に悪質な海賊版サイト以外の、違法・有害情報一般に関する閲覧防止措置として濫用されることは避けなければならない。このような考え方に立てば、ブロッキングの対象としては、上記緊急避難の要件を満たすかたちで実施できる特に悪質な海賊版サイトに限定することが適当である。

具体的には、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、特に悪質な海賊版サイトのブロッキングについては、通信の秘密や表現の自由との関係でも、緊急避難の要件を満たす場合には、その侵害について違法性が阻却されるものと考えられる。

### 3. ブロッキング対象ドメインについて

当面の対応としては、法制度整備が行われるまでの間の臨時的かつ緊急的な措置として、下記類型の考え方にに基づき、民間事業者による自主的な取組として、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイト及びこれと同一とみなされるサイトに限定してブロッキングを行うことが適当と考えられる。

なお、ブロッキングの実施は、以下類型に沿って、あくまで民間事業者による自主的な取組として、民間主導による適切な管理体制の下で実施されることが必要となる。この点、新たに特に悪質な海賊版サイトが登場した際に、速やかに以下類型の考え方に基づいたブロッキングを実施するため知的財産戦略本部の下で、関係事業者、有識者を交えた協議体を設置し、早急に必要とされる体制整備を行うこととする。

#### **※1：著作権侵害サイトブロッキング対象ドメインについての考え方：**

1. **開設目的**（当該ドメインに含まれるサイトの開設目的の全部又は一部が、マンガ、アニメ、映画等の著作物をインターネット上に流通させることにありと認められること）
2. **侵害コンテンツの数量**（当該ドメインに含まれるサイトの中に、著作権者等を明白に侵害するコンテンツが相当数存在し、日本から相当数のアクセスがあること）
3. **発信者の同一性**（当該ドメイン内に複数のサイトがある場合には、各サイトの管理者が同一とみなされること）
4. **他の実効的な代替手段の不存在**（①当該ドメインに含まれるサイトが、著作権者等の権利行使や削除要請に真摯に対応しない、②侵害者又は運営者が特定できず、権利行使や削除要請が困難である、③刑事訴追で起訴されてもサイトを閉鎖しない等、諸般の事情を総合的に考慮した上で当該ドメインをブロッキングの対象とすることがやむを得ないと認められる場合）

#### **4. 国民レベルでの海賊版対策の著作権教育の重要性**

インターネット上の海賊版に効果的に対応していくためには、著作権者等による侵害コンテンツの削除要請等の地道な取組や広告出稿抑止等侵害者の資金源を断つための取組のほか、そもそもインターネット上の海賊版の流通・閲覧防止のため、学校関係者、事業者、関係団体等と連携しながら、学校、地域における著作権教育に取り組んでいく必要があり、インターネット上の海賊版を利用することがクリエイターの創作活動を持続困難な状況に陥れ、ひいては我が国の文化そのものへ深刻な影響を生じることについて幅広く広報・啓発し、著作権等を尊重する意識の醸成を図るものとする。

## 特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理

### 1. 考え方：

- 特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングが児童ポルノにおいて既に実施されているブロッキングに関する一連の行為と同様に「通信の秘密（憲法第 21 条 2 項、電気通信事業法第 4 条 1 項）」の侵害に当たると仮定した場合でも、以下のとおり、刑法第 37 条の「緊急避難」の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

### 2. 緊急避難の構成要件の検証：

- 刑法第 37 条の緊急避難は、原則として、①現在の危難、②補充性（やむを得ずにした行為であること）、③法益権衡の三要件全てを満たす場合に認められるとされている。特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについて、各要件を検証すると以下の通りとなる。

#### i) 現在の危難：

- ・ 「特に悪質な海賊版サイト」に関しては、「現在の危難」は現実として存在すると言える。
- ・ 月間で数千万人～1 億人を超える訪問者が存在し、そのほとんどが日本からのアクセスとなっているような特に悪質な海賊版サイトであれば、被害額は、総額数百億円～数千億円に上ると推計され<sup>1</sup>、このような場合は、著作権という財産の侵害行為が確実かつ深刻な程度で存在すると言える。

#### ii) 補充性：

- ・ 補充性（やむを得ずにした行為）とは、当該避難行為をする以外には他に方法がなく、かかる行為に出ることが条理上肯定し得る場合を言う（最高裁大法廷昭和 24 年 5 月 18 日判決・刑集 3 卷 6 号 772 頁）。
- ・ この点、権利者が、①特に悪質な海賊版サイト運営者への削除要請、

---

<sup>1</sup> 例えば、1. 背景で示した「漫画村」「Anitube」「Miomio」では、それぞれのサイトへの訪問者が、「漫画村」では、約 1 億 6000 万人（96%が日本からのアクセス）、「Anitube」については、約 4600 万人（99%が日本からのアクセス）、「Miomio」では、1200 万人（80%が日本からのアクセス）になっている（※いずれも 2018 年 2 月のデータ）。また、被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」については約 3000 億円、「Anitube」では約 880 億円、「Miomio」では約 250 億円に上ると推計されている（一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）による推計）。

②検索結果からの表示削除要請、③サーバー管理者・レジストラへの削除要請・閉鎖要請、④インターネット広告の出稿停止要請、⑤特に悪質な海賊版サイトへの訴訟・告訴の対応等、考えられるあらゆる対策を取ったものの、当該サイト運営者側が、侵害サイトの匿名運営を可能とするサービスを利用する事等によって運営者の特定が実質的に困難なケースなどのように、いずれの対策も実質的な効果が得られない場合には、著作権者等が、これら特に悪質な海賊版サイトから、自身の権利を保護するためには、現状ブロッキング以外の手法は存在しないと考える余地がある。

### iii) 法益権衡：

- ・ 法益権衡とは、保護法益と被侵害法益を比較し、「前者が後者を越えない」ことを意味する（大谷實「刑法講義総論」新版第4版300頁）。
- ・ 特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングの場合、保護法益は著作権であり、被侵害法益としては通信の秘密、サイト運営者の表現の自由及びユーザーの知る権利等の可能性が考えられる。
- ・ この点、2010年における児童ポルノのブロッキングの議論においては、関連する論点として、著作権を保護法益とするブロッキングにつき、以下のような整理がなされている。

「著作権侵害との関係では、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、補充性との関係でも、基本的に削除（差止め請求）や検挙の可能性があり、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であること、法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないことなどから、本構成を応用することは不可能である」

（出典）安心ネットづくり促進協議会 児童ポルノ対策作業部会「法的問題検討サブワーキング報告書」20頁（2010年6月8日公表）

- ・ 上記見解ほど限定的に捉えるべきかは差し置くとしても、法益権衡の判断については「具体的事例に応じて社会通念に従い法益の優劣を決すべきである」（前掲大谷300頁）などとされるのが一般である。この点、上記2010年における議論は、昨今のように大量の著作物を無料公開し、現行法での対応が困難な特に悪質な海賊版サイトが出現する前の状況を前提としたものであり、現在の状況とは異なる点に留意が必

要である。昨今では、侵害サイトの匿名運営を可能とするサービスを利用する事等によって運営者の特定が実質的に困難な中で訴訟による被害回復が実質困難な状況も生じているところ、「財産権であることをもってすなわち回復可能」と断じるのではなく、こうした特に悪質な海賊版サイトに係る状況を勘案した上で、事例に即した具体的な検討が求められる。その際には、保護されるべき著作物が公開されることによりどの程度回復困難な損害を生じ得るかという観点などから検討が行われるべきものと考えられる。